

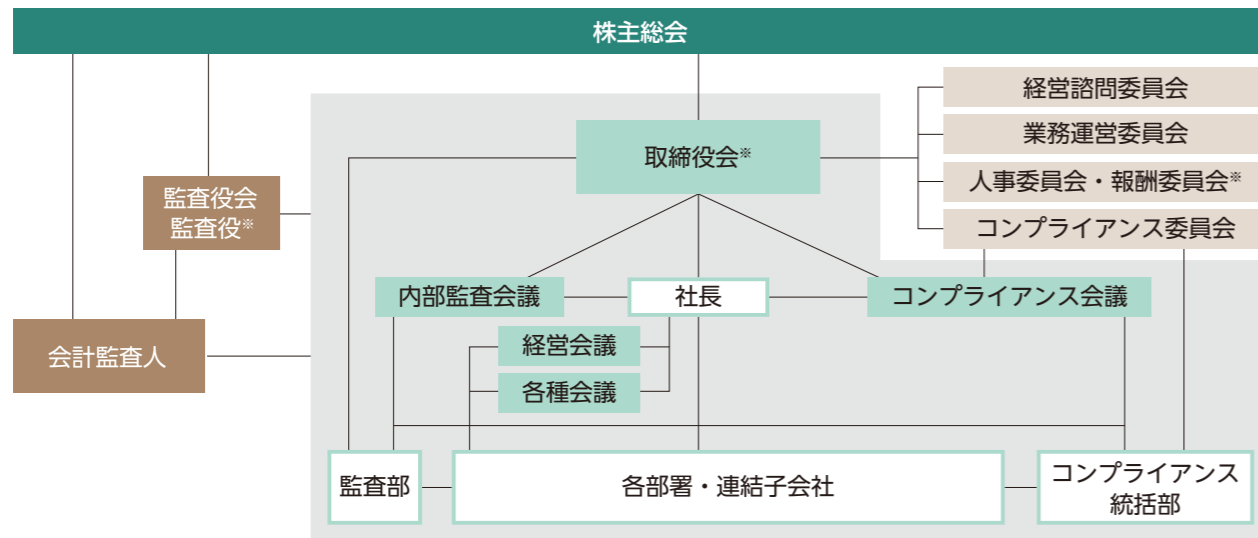
商工中金のガバナンス態勢

I. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

商工中金では、コーポレートガバナンスを、商工中金が企業理念の実現を目指し、株主である中小企業団体及び中小企業の皆さまの負託に応えるために必要不可欠な仕組みと位置付けています。この仕組みを適切に運用していくため、商工中金では、取締役の過半数を社外取締

役とした「監督と執行の分離によるモニタリング型の実現を通じて企業価値の向上を実現してまいります。」

■ ガバナンス体制図



※社外取締役・社外監査役が就任している機関

II. コーポレートガバナンス体制

■ 取締役会

取締役会は、過半数の社外取締役（5/9名）で構成されています。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

■ 監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、監査方針の決定等を行っております。

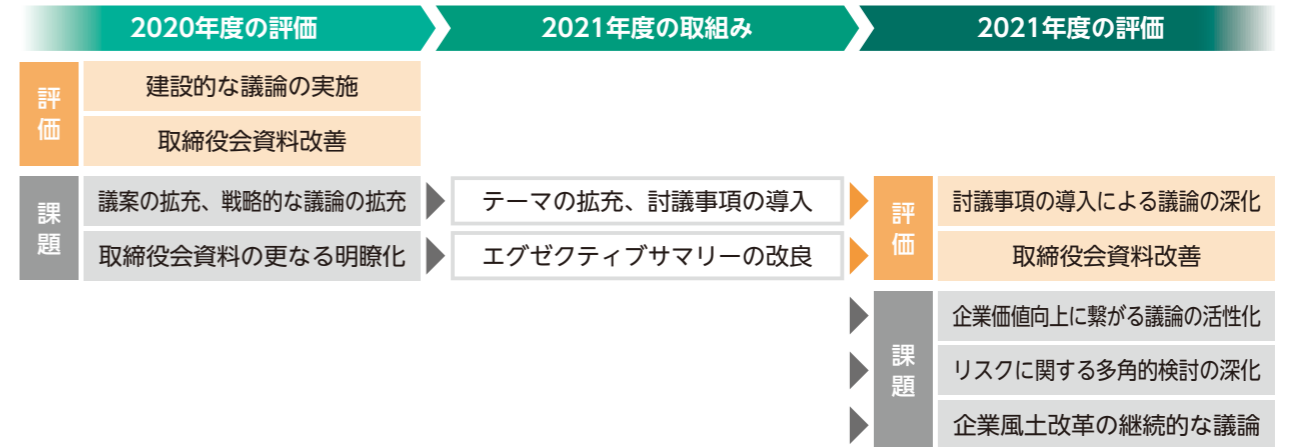
III. 取締役会の実効性評価

取締役会の実効性を分析・評価

商工中金は、過去に危機対応業務における不正行為及びその他の不適切な業務運営により二度の行政処分を受けたことを教訓に、「監督と執行の分離によるモニタリング型の実現するためのガバナンス体制とし、過半数の社外取締役を登用する経営体制とするとともに、毎年、取締役会の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対し、改善策を検討・実施する等、取締役

会の機能強化に取り組んでおります。

分析・評価は、取締役会のメンバー（取締役・監査役）全員に対し、取締役会の機能、取締役会の運営、監査機関等との連携、取締役・監査役への支援といった観点からアンケート調査を実施し、その結果を集計のうえ、意見交換会の開催、その後の取締役会での審議を経て、次年度の取組方針を決定しております。



2021年度は外部コンサルタントによるアンケート調査を実施し、取締役会が適切な構成となっていること、議題の選定が適切に行われていること、全体最適の視点から経営判断が適切に行われていること等を、第三者の視点も入れて確認いたしました。前年度（2020年度）の評価実施時に課題として設定した①戦略的な議論の拡充、②説明資料の明瞭化、③議案内容の拡充については、取締役会の議題に従来からある「決議事項」及び「報告事項」に加えて、新たに「討議事項」を加えたことにより、取締役会での議論に深まりが出てきているとの評

価が見られる等、着実な改善を確認いたしました。

一方で、サステナブルな企業価値向上経営のあり方・進め方について議論を進めること、DX推進によるグループの企業価値向上を実現していくために取締役会が果たすべき役割についての認識の共有を図ること等が、新たな課題として挙げられました。

これらを踏まえて、取締役会での討議を経て決定された2022年度における当金庫の取組みの一部は以下のとおりです。

2022年度の取組みの一例

- (企業価値向上につながる) 新たな企業理念の浸透及びその実現に向けた議論の一層の拡充
- 取締役会における多角的検討の深化に向けたモニタリング強化
- 企業風土改革の継続的な議論に向けた統括部署との定期的な対話の実施 等

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映する体制づくり

商工中金は、取締役会の諮問機関として以下を設置し、中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築しております。

中小企業専門金融機関としてのDNAを深化、発展させ、更なるガバナンスの強化・整備に努めてまいります。

■ 経営諮問委員会

商工中金とお取引のある全国各地の中小企業団体または中小企業の代表者で構成され、商工中金の業務運営に関してご意見やご助言をいただいております。

■ 人事委員会・報酬委員会

商工中金とお取引のある中小企業の代表者や外部有識者、社外取締役等で構成され、役員人事や役員報酬・制度や退職慰労金に係る業績評価についてご意見やご助言をいただいております。

▶▶ 経営諮問委員会のメンバーについては商工中金HPをご参照ください。
<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/ad-committee/>

